

新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期間内に 日本への再入国が困難な永住者への対応



令和2年6月26日
(令和4年10月7日更新)
出入国在留管理庁

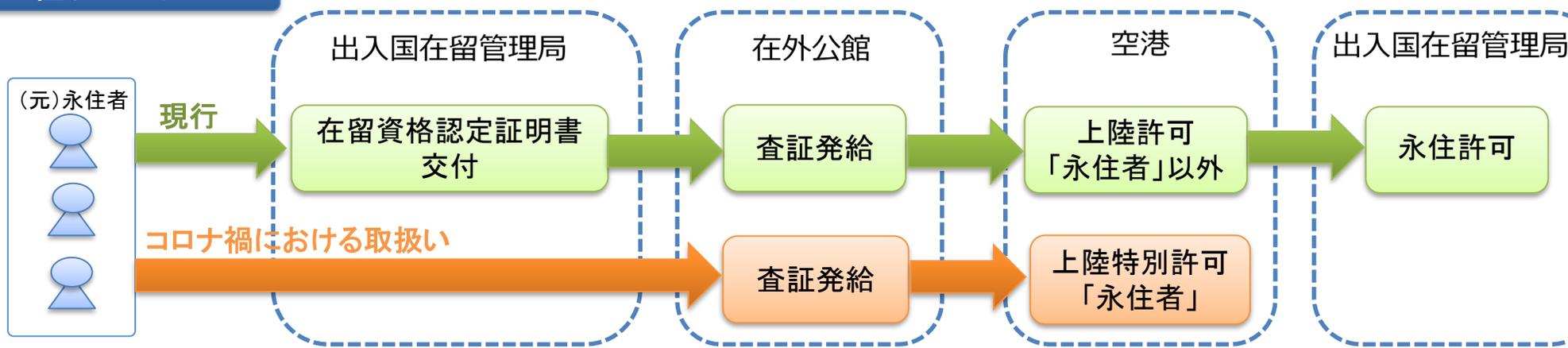
Immigration Services Agency of Japan

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内(注)に日本へ再入国することが困難な「永住者」について、入国が可能となった後に、上陸特別許可により「永住者」を許可する。

(注)在外公館において再入国許可の有効期間の延長が可能な場合の延長後の許可期間を含む。

上陸までのイメージ



対象者

○再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期間の満了日が以下の期間の永住者

2020年1月1日 から **2023年4月30日まで**

査証申請期限

2023年4月30日まで